

富士見市をきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。

(5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

(8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。

(9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。

3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 6 条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第 7 条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第 8 条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第 9 条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第 10 条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第 11 条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第 12 条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

- (1) 重点区域において第 7 条又は第 8 条の規定に違反した者
- (2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第 14 条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

富士見市美化推進計画市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市美化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、富士見市美化推進計画市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画に関する事項について調査及び検討を行うこと。
- (2) 推進計画の素案を市長に提出すること。

(組織)

第3条 委員会は委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、推進計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり環境部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月25日から施行する。